

横浜市救急医療センター  
指定管理者プロポーザル要項

平成21年3月

横浜市 健康福祉局

## 目 次

1	指定管理者制度導入の目的	3
2	プロポーザルの概要	3
	(1) 施設の名称	3
	(2) プロポーザルを行う者	3
	(3) 指定期間	3
	(4) 指定管理者の選定の方式	3
	(5) 選定委員会の設置	3
	(6) 選定結果等の通知及び公表	3
	(7) 指定管理候補者との交渉	4
	(8) 協定の締結	4
	(9) 問い合わせ先	4
3	指定管理者が行う業務	4
	(1) センターの運営に関する業務	4
	(2) 施設の維持管理に関する業務	4
	(3) その他の業務	4
4	事業収支に関する事項	5
	(1) 指定管理経費	5
	(2) 施設運営収入	5
	(3) 維持管理運営費用	5
	(4) 経費の支払	6
	(5) 専用会計と管理口座の設置	6
5	指定管理者の選定に関する事項	6
	(1) 指定管理者の選定スケジュール	6
	(2) 指定管理者のプロポーザル手続	7
6	提案に関する事項	8
	(1) 提案資格	8
	(2) 提案者の形態	10
	(3) 提出書類	10
	(4) 留意事項	11
7	審査及び選定に関する事項	12
	(1) 選定方法	12
	(2) 横浜市救急医療センター指定管理者選定委員会	12
	(3) 評価項目	12
8	協定に関する事項	13
	(1) 協定の締結	13
	(2) 協定の内容	13
	(3) リスク分担の考え方	13

9	自己評価及び実績評価に関する事項	15
(1)	事業報告書の提出	15
(2)	モニタリングの実施	15
(3)	自己評価の実施	15
(4)	市による改善勧告	15
10	指定管理者と市の協働	15
(1)	市としての支援	15
(2)	市としての関与	16
11	関係法規の遵守	15
12	引継業務	16
13	留意事項	16
(1)	個人情報保護に関して特に留意すべき事項	16
(2)	施設において発生した事故への対応に関して特に留意すべき事項	16
(3)	課税に関する留意事項	17
14	その他	17
(1)	事業の継続が困難となった場合の措置	17
(2)	問い合わせ先	17

## 1 指定管理者制度導入の目的

指定管理者制度は、公の施設が、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものです。

横浜市（以下「市」という。）では、横浜市救急医療センター（以下「センター」という。）の管理運営にあたり、指定管理者制度を導入することとし、管理運営について創意工夫のある提案（プロポーザル）を受け付けます。

【参考：根拠法令等】

地方自治法第 244 条の 2 （第 1、2 項略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

## 2 プロポーザルの概要

### (1) 施設の名称

横浜市救急医療センター

### (2) プロポーザルを受ける者

横浜市健康福祉局長

### (3) 指定期間

平成 22 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日（5 年）

### (4) 指定管理者の選定の方式

非公募型プロポーザル方式により、指定管理候補者を選定します。具体的な手順は以下に示すとおりです。

#### ア 書類審査

施設の管理運営に関する考え方、事業の具体的提案を求め、審査・評価を行います。書類は、横浜市健康福祉局ホームページからダウンロードするか、健康福祉局医療政策課で配付いたします。

URL：[http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/shitei\\_kanri/qc-koubo2/qc-koubo2.html](http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/shitei_kanri/qc-koubo2/qc-koubo2.html)

#### イ プレゼンテーション及びヒアリング審査

書類審査と合わせ、提案者から直接の説明を求めるとともに、これに対し聞き取りを行い、審査・評価を行います。

### (5) 選定委員会の設置

指定管理者の指定にあたり、提案者の審査・評価を行い、指定管理者候補者の選定を行う横浜市救急医療センター指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

委員会は公開となります。ただし、委員会が認めた場合は、会議の一部又は全部を非公開とします。

### (6) 選定結果等の通知及び公表

選定結果は、提案者に対して速やかに通知します。

また、選定の経過及び結果は、提案者名、得点及びその内訳を含め、横浜市健康福祉局ホームページ（上記 URL 参照）への掲載等により公表します。

(7) 指定管理候補者との交渉

市は、指定管理者候補者と細目協議を行います。

(8) 協定の締結

指定管理候補者は、横浜市議会の議決により指定管理者として正式に指定された後、本市との間で協定を締結します。

(9) 問い合わせ先

横浜市健康福祉局企画部医療政策課 横浜市救急医療センター担当

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話 045-671-2466 Fax 045-663-4469

E-mail : kf-iryoseisaku@city.yokohama.jp

3 指定管理者が行う業務（詳細は「横浜市救急医療センター指定管理 業務の基準」を御参照ください。）

(1) センターの運営に関する業務

ア 夜間急病センターにおける受付、診療準備

イ 初期救急患者に対する応急的な外来診療及び入院が必要な場合の転送先調整

ウ 診療費の請求（窓口会計、催告、診療報酬請求）

エ 救急医療情報センターにおける応需医療機関情報の収集と問い合わせ対応

オ 看護師による受診案内、指導（電話対応）

(2) 施設の維持管理に関する業務

ア 設備保守管理業務

イ 設備危機管理業務

ウ 清掃業務

エ 備品管理業務

オ 保安警備業務

カ 環境衛生管理業務

キ 廃棄物処理運搬業務

ク 駐車場管理業務（隣地の平面駐車場を含む）

ケ 軽微な修繕

(3) その他の業務

ア 事業計画、事業報告及び自己評価に関する業務

イ 市が実施する業務への協力

ウ 関係機関との連絡調整等

エ 第三者評価（指定期間中に1回）に関する事務への協力

オ その他

#### 4 事業収支に関する事項

##### (1) 指定管理経費

夜間急病センターの運営に関する経費（一般管理費含む）(2)から、施設運営収入(3)を減じた額に、救急医療情報センターにかかる運営経費(4)を加えた額に消費税相当分を乗じた金額を、指定管理経費(1)として支払います。指定管理経費は、提案事項（提案書第16号様式）とします。

指定管理経費(1) = 〔(夜間急病センター運営経費(2) - 施設運営収入(3)) + 救急医療情報センター経費(4)〕 × 1.05
--

\* 括弧内の数字は、次項の指定管理者の支出の表に対応

##### (2) 施設運営収入（利用料金収入）

本事業では、利用料金制を導入するため、夜間急病センターの利用にかかる診療報酬（保険者負担分、被保険者一部負担金等）、及び診療以外にかかる利用料金は、指定管理者自らの収入とします。

診療にかかる利用料金以外は、条例の規定に基づき、指定管理者が市長の承認を得て金額を定めることができます。

なお、指定管理者の収入となる利用料金は公法上の収入ではなく、私法上の債権に基づく収入とされますので、御留意ください。

また、支払審査機関（診療報酬支払基金、国民健康保険組合連合会等）に対する請求権、受領権については、別途、必要な事務手続きを行います。

施設の患者数は、5年間を通じ年間3万1千人と見込むものとします。

##### (3) 維持管理運営費用

指定管理者が行われなければならない維持管理運営業務に伴う人件費、施設の修繕費、指定管理者が整備しなければならない備品費、光熱水費、保険料、警備業務や清掃業務を外部委託した場合の委託費、及びその他経費等が含まれます。

なお、センターは横浜市健康福祉総合センター内に設置されているため、施設の維持管理については、他の施設管理者（指定管理者含む）と協議の上、実務を分担していただきます。

<参考> 指定管理者の収入と支出

収入	施設の運営に関して指定管理者が行わなければならない業務	(1) 指定管理経費	・ 指定管理経費
		(2) 施設運営収入	・ 利用料金収入
支出	施設の運営に関して指定管理者が行わなければならない業務	(3) 夜間急病センター運営経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人件費</li> <li>・ 研修・研究費</li> <li>・ 修繕費</li> <li>・ 備品費</li> <li>・ 光熱水費</li> <li>・ 保険料</li> <li>・ 委託料（警備・清掃業務等を外部委託した場合等）</li> <li>・ 公租公課</li> <li>・ 一般管理費</li> <li>・ その他の経費</li> </ul>
		(4) 救急医療情報センター経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人件費</li> <li>・ 情報管理システムの運営費（通信費含む）</li> <li>・ 委託料（オペレーション業務等を外部委託した場合等）</li> <li>・ その他一般事務経費</li> </ul>

(4) 経費の支払

指定管理経費は、提案者から提案いただいた額を基本とし、毎年度（4月1日から翌年3月31日まで）、業務が開始するまでに、市と指定管理者で協議の上、「年度協定書」の中で決定します。

原則として、4半期ごとに指定管理経費を4分割した額を支払うことを想定していますが、支払い時期や方法についても「年度協定書」において定めます。

(5) 専用会計と管理口座の設置

本事業にかかる経理は、法人の経理と区分するとともに、専用の口座を設けて管理してください。

5 指定管理者の選定に関する事項

(1) 指定管理者の選定スケジュール

選定スケジュールは、次のとおり予定しています。

- ア 第1回委員会（開催済み）・・・・・・・・・・・・・・・・平成20年10月17日（金）
- イ 第2回委員会（開催済み）・・・・・・・・・・・・・・・・平成20年12月2日（火）

- ウ 第3回委員会（開催済み）・・・・・・・・・・・・・・・・平成21年3月3日（火）
- エ 第4回委員会（プロポーザル要項等の作成）・・・・・・・・平成21年3月26日（木）
- オ センター施設現況図の閲覧・・・・・・・・・・・・・・・・平成21年3月27日（金）～4月17日（金）
- カ 現場説明会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・随時受付
- キ プロポーザルに関する質問の受付・・・・・・・・平成21年3月27日（金）～4月10日（金）
- ク プロポーザルに関する質問に対する回答・・・・・・・・平成21年4月14日（火）
- ケ 提出書類の受付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・平成21年4月22日（水）
- コ プレゼンテーション及びヒアリング審査日程の通知・・・・・・・・平成21年4月23日（木）
- サ 選考結果の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・平成21年4月下旬
- シ 指定管理候補者の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・平成21年5月上旬
- ス 選定結果（議事録等）の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・平成21年5月下旬
- セ 指定管理者の指定（議会の議決）・・・・・・・・・・・・・・・・平成21年6月（予定）
- ソ 指定管理者との協定の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・平成21年7月（予定）
- タ 引継ぎ業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・平成21年7月～平成22年3月
- チ 指定管理者による管理運営の開始・・・・・・・・・・・・・・・・平成22年4月1日（木）

(2) 指定管理者の選定手続

ア 第1回委員会

委員長を選出し、公募概要について審議しました。

イ 第2回委員会

業務基準の検証・見直しについて検討しました。

ウ 第3回委員会

再公募でも応募のなかったことの検証を行いました。

エ センター施設現況図の閲覧

センター施設現況図については審査書類の提出締切日までの間、医療政策課担当において閲覧いただくことができます。閲覧可能時間は、午前9時から午後5時とします。

オ 提案者に対する説明

プロポーザル要項等に関する説明については、提案者と別途日程調整のうえ、説明を行います。また、施設の見学を希望される場合は併せて行うこととします。

カ プロポーザルに関する質問の受付

プロポーザル要項等の内容に関する質問書（第19号様式）により、受け付けます。

- ・ 受付期間：平成21年3月27日（金）～4月10日（金）
- ・ 提出先：健康福祉局医療政策課 横浜市救急医療センター担当  
E-mail: kf-iryoseisaku@city.yokohama.jp

- ・ 提出方法：電子メール

キ プロポーザルに関する質問に対する回答

質問に対する回答は、原則として平成21年4月14日（火）までに横浜市健康福祉局ホームページに掲載します。



#### ク 提出書類の受付

提出書類は以下のとおり受け付けます。

受付期間：平成21年4月22日（水）午前9時から午後5時まで。

- ・ 提出場所：健康福祉局医療政策課横浜市救急医療センター担当
- ・ 提出方法：提出書類等を直接上記までお持ちください。

#### ケ プレゼンテーション及びヒアリング審査日程の通知

受付が終了した段階で、第5回委員会でプレゼンテーション及びヒアリング審査を行う旨提案者に通知します。

#### コ 第5回委員会

提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング審査、審議、指定管理候補者の選定

#### サ 選定結果の報告及び通知

選定が終了した後、委員会から選定結果を健康福祉局長に報告するとともに、提案者に対して選定結果をお知らせします。

#### シ 選定結果（議事録等）の公表

選定結果及び議事録等について、健康福祉局ホームページに掲載します。

#### ス 指定管理者の指定までの準備

指定管理者選定結果通知書に基づき事前準備をお願いします。

#### セ 指定管理者の指定

横浜市議会の議決を経て、正式に指定されます。

#### ソ 指定管理者との協定締結

市と指定管理者と指定管理期間を通じた「基本協定」並びに年度ごとの「年度協定」を締結します。

#### タ 指定管理者による管理運営の開始

指定管理者がセンターの管理運営を開始します。

## 6 提案に関する事項

### (1) 提案資格

医療法に規定する診療所を設置できる、営利を目的としない（\*注）法人（共同事業体の場合は全ての構成法人）で、次の条件をすべて満たしていること。

- ア 市から指名停止処分を受けていないこと
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者\*
- ウ 最近1年間、市税・法人税・消費税及び地方消費税を滞納していない者
- エ 民事再生法に基づく再生手続きの開始の申立をしていない者
- オ 選定委員が経営又は運営に直接関与していない者

(※注)

「地方自治法に基づく指定管理者制度の活用に関する留意事項について」

(平成15年11月21日 医政総第1121002号)

(一部省略)

記

1 地方自治法に基づき指定管理者に病院の管理を行わせる場合の病院等の開設者について

地方公共団体以外の主体が病院等の管理を委託する場合には、当該病院等において医療を提供している者が医療法上の病院等の開設者となるものであるが、地方自治法の指定管理者制度に基づき地方公共団体が設置する病院等の管理を指定管理者に行わせる場合においては、当該病院等の管理運営に係る責任を、指定管理者に管理を行わせる地方公共団体が有するという指定管理者制度の趣旨にかんがみ、指定管理者に管理を行わせている地方公共団体を医療法上の病院等の開設者とすること。

指定管理者に病院等の管理を行わせる場合において、条例又は協定等により規定すべき事項を参考までに示すと、以下のとおりである。

- ・ 診療科名
- ・ 病床数及び病床区分
- ・ 地方公共団体が関与する仕組み（地域における医療関係者から構成される協議会の設置、議会への諮問等）
- ・ 医療事故の場合の責任の所在・その他病院等の管理運営に関する重要事項

2 指定管理者とすることができる者の範囲について

改正法の施行に伴い、医療法人については指定管理者とすることが可能となったが、医療法第7条第5項の趣旨に照らし、営利を目的とする者については指定管理者とすることができないこと。

## 地方自治法施行令

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
- (4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
- (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

## (2) 提案者の形態

営利を目的としない法人を応募の対象とします。営利を目的とするものを含む共同事業体は応募できません。

また、共同事業体の形態をとる場合には、必ず代表となる法人名を明記することとし、協定の締結にあたっては共同事業体の構成員すべてを協定当事者とします。応募後の連絡及び選定後の協議は代表の法人を中心に行いますが、協定に関する責任は共同事業体の構成員すべてが負うこととなります。

## (3) 提出書類

以下のとおり書類を提出してください。

- ◆ア・イ・ウ1セットをファイリング又は簡易製本したもの（両面印刷可）＊・・・10部（項目・様式ごとにインデックスタグを付けてください）
  - ◆ア・イ・ウ1セットを綴じたり、製本したりしていないもの（片面印刷）＊・・・1部
  - ◆ア・イ・ウ1セットのデータ（原則として、MSワード、エクセル形式としてください。それに抛り難い場合にはPDFファイル形式）を保存したCD-ROM・・・・・・・・・・1枚
- ＊ 公官庁の発行する証明書（謄本）は、原本の提出は1部で構いません。ファイリング資料（10部）用には、複写したもので結構です。

ア 指定申請書（第1号様式）

イ 事業者に関する書類

- (ア) 法人の概要（第 2 号様式、第 3 号様式）
- (イ) 共同事業体の場合は、共同事業体結成確認書兼委任状（第 4 号様式）
- (ウ) 宣誓書（第 5 号様式）
- (エ) 定款、寄附行為、規則その他これらに類する書類
- (オ) 申請書を提出する日（以下、「申請日」という。）の属する事業年度の収支予算書、事業計画書、前事業年度及び前々事業年度の収支計算書、事業報告書、財務諸表
- (カ) 法人にかかる、
  - a 登記簿謄本
  - b 最近 1 年間の市税・法人税・消費税及び地方消費税の納税を証明する書類
  - c 過去 3 年間の貸借対照表ただし、①申請日の属する事業年度に設立された法人にあつては、設立時の財産目録  
②共同事業体の場合は構成者すべてについて、上記書類を添付してください。
- ウ 事業計画書（第 6 号様式～第 17 号様式）
- エ その他、選定委員会での審査に必要な書類の提出をお願いする場合があります。

#### (4) 留意事項

##### ア 接触の禁止

委員会の委員、本市職員その他本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格になることがあります。

##### イ 共同事業体の構成団体の変更

共同事業体で応募した場合、構成員の変更を認めません。ただし、構成員の破産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと市が判断した場合には、変更を認める場合もあります。

##### ウ 指名の辞退

指名を辞退する場合には、辞退届（第 20 号様式）を提出してください。

##### エ 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

##### オ 虚偽の記載をした場合の無効

提出書類に虚偽の記載があつた場合には失格になることがあります。

##### カ 提出された書類は理由の如何を問わず返却しません。

また、提案者の提出書類は、事前に提案者の承諾を得て、原則、公開することとします。その他の審査書類については「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づき判断されるものとなります。

##### キ 費用負担

提案に関して必要となる費用は提案者の負担とします。

## 7 審査及び選定に関する事項

### (1) 選定方法

指定管理者の選定は、下記に示す外部有識者から構成される5人の選定委員により行います。予め定められた手続きにより提案内容を審査して点数化し、その総合得点を参考とし、指定管理者候補者として選定します。

### (2) 横浜市救急医療センター指定管理者選定委員会

#### ア 委員会の役割

指定管理者の指定のため、提案者からの提出書類について審査するとともに、ヒアリング・プレゼンテーション審査を行い、評価項目に沿った評価を行ったうえで、指定管理候補者を選定します。

#### イ 選定委員（敬称略・委員長の他は50音順）

委員長	河原 和夫	東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科教授
委員	遠藤 淳子	公認会計士
委員	おち とよこ	ジャーナリスト
委員	恩田 清美	東京海上日動メディカルサービス株式会社 メディカルリスクマネジメント室上席研究員
委員	成原 健太郎	昭和大学救急医学科教授

### (3) 評価項目（具体的な評価基準は「横浜市救急医療センター指定管理者選定評価基準」をご参照ください。）

評価項目	配点
<b>1 基本的な考え方</b>	<b>15</b>
①センターの役割、管理運営に関する考え方	5
コンプライアンスに関する取組みなどに関する取組み	5
②センターの事業実施に関する基本方針	5
<b>2 事業計画</b>	<b>65</b>
①夜間急病センターの事業計画について	10
②夜間急病センター事業実現のための診療体制確保に関する計画について	10
③夜間急病センターにおける医療機関連携に関する計画について	10
④救急医療情報センターの事業計画について	15
⑤救急医療情報センター相談・助言業務計画について	10
⑥その他センターで実施する事業計画について	10
<b>4 管理運営</b>	<b>45</b>
①医療、その他センター業務のサービス水準の維持向上、患者の声の集約、安全管理、自己評価に対する考え方	10
個人情報の保護など情報管理等について	10

②組織図、スタッフの配置、人材育成に対する考え方について	5
③安定した管理運営に関すること	10
④収支計画とコスト削減に関すること	10
合 計	125

## 8 協定に関する事項

### (1) 協定の締結

選定結果をもとに、市は、指定管理候補者と細目協議を行います。その後、議会の議決により指定管理者として指定し、正式に協定を締結する予定です。

### (2) 協定の内容

- ・指定期間に関する事項
- ・利用の許可等に関する事項
- ・事業計画書に記載された事項
- ・利用料金に関する事項
- ・市が支払うべき経費に関する事項（指定管理経費）
- ・管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- ・モニタリング及び事業報告に関する事項
- ・指定管理者が市と協働で運営を検証する仕組みに関する事項
- ・指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ・リスク分担に関する事項
- ・保険の取扱いに関する事項
- ・緊急時の対応に関する事項
- ・その他市が必要と認める事項

### (3) リスク分担の考え方

協定締結にあたり、市が想定する主なリスク分担の考え方は以下のとおりです。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その基本的な考え方を示したものです。具体的な事案が発生した場合には、協議により確認します。

#### リスク分担に対する基本的な考え方

種 類	リスクの内容	負 担 者	
		横浜市	指定管理者
法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
事業の中止・延期	①横浜市の指示によるもの	○	
	②指定管理者の事業放棄、破綻		○
不可効力	天災・暴動等による事業履行不能	○	
許認可遅延	①横浜市からの委任に基づく権限に属する事務の場合		○
	②横浜市が取得するもので、本市の事	○	

	務遅延に起因する場合		
	③上記以外の場合		○
計画変更	横浜市の指示による事業内容の変更	○	
運営費上昇	①計画変更以外の要因による運営経費の増大		○
	②急激な物価の上昇	○	
施設・設備破損	①指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	②補修・修繕にかかる費用が1件あたり100万円未満の場合		○
	③指定管理者の所有物の場合		○
	④上記以外の場合	○	
業務水準の不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
需要変動	市が見込む患者数に減少があった場合	○	
施設の利用不能等による利用料金の減少	①指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	②上記以外の場合（ただし、指定管理経費を減額する場合があります）	○	
利用料金収入の減少	①減免利用者（生活保護法による医療扶助を受けている者を除く）が大幅に増加した場合や、減免対象者が拡大された場合	○	
	②診療報酬点数表の改定がなされ、医科平均で▲2%を超える改定率となった場合（ただし、+2%を超える場合は、指定管理経費を減額する場合があります）	○	
	③利用者の未収金並びに診療報酬審査機関、保険者による返戻、査定決定があった場合		○
	④上記以外の場合		○
施設利用者への損害	①指定管理者の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合		○

	②業務遂行上生じた損害（ただし、司法により横浜市の責務が決定した場合を除く。また、医療過誤ではない医療行為により生じた損害で、他に公的な救済措置がある場合は、その救済措置を適用する）		○
	③上記以外の場合	○	
第三者への損害	①指定管理者の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合		○
	②上記以外の場合	○	

## 9 自己評価及び実績評価に関する事項

### (1) 事業報告書の提出

指定管理者は、事業報告書(月次、四半期、年間)を作成し、市に提出します。書式は、市と指定管理者で協議の上、定めるものとします。

### (2) モニタリングの実施

指定管理者は、定期的に施設利用者から意見や満足度を聴取し利用者モニタリングを行うこととします。なお、実施時期や項目については、市と協議の上、定めるものとします。

また、指定管理者の業務の遂行状況等を確認するため、市は、必要と認めたときに利用者モニタリングを行います。

### (3) 自己評価の実施

指定管理者は、利用者モニタリングの結果及び利用実績の分析により、施設管理実績の評価を行い、市に提出します。なお、実施時期や項目及び書式は、市と指定管理者での協議の上、定めるものとします。

### (4) 市による改善勧告

事業報告書等により、指定管理者が業務の基準を満たしていないことが明らかな場合には、市は指定管理者に対して業務の改善を行います。

## 10 指定管理者と市の協働

市としても指定管理者と協働し、必要な支援と適時的確な関与を行っていきます。詳細は、指定議案議決後に両者協議の上協定に規定します。

### (1) 市としての支援

指定管理者の責任によらない事情による経営リスクが発生した場合に、市民の初期救急医療を守るため市として必要な支援を行います。

#### ア 指定管理者の責任ではない事情

- ①患者数の減少
- ②医療制度の変更
- ③医薬材料等の高騰
- ④その他指定管理者の責任によらない経営悪化要因



## イ 支援の方法

指定管理業務の執行に伴い、指定管理者の責任ではない事情により、営業（医業）損益計算に損失が発生した場合は、損失補填等の必要な支援を行います。

### (2) 市としての関与

指定管理業務に関しては、これまでも法に基づく事業報告書の徴収、現地調査、指導等を行っていますが、質の高い医療サービスを安定した経営の下で継続していくために、支援の一方で適時的確な関与を行い、市と指定管理者が協働して経営リスクの解決にあたるシステムを構築し、また市民への効率性と市民の理解を進めるために適時情報を公開します。

### <安定経営とリスク解決のための関与方法>

- ①質の高い医療を円滑に継続していくための連絡調整会議（定期・随時）
- ②医薬材料、備品等の執行予定、収入状況等の把握と調整
- ③支援内容等の情報公開

## 11 関係法規の遵守

業務を遂行する上で、以下の法令等を遵守しなければなりません。

- (1) 横浜市救急医療センター条例
- (2) 横浜市救急医療センター条例施行規則
- (3) 医療法（関連法令含む）
- (4) 健康保険法（関連法令含む）
- (5) 高齢者の医療の確保に関する法律（関連法令含む）
- (6) 横浜市個人情報の保護に関する条例
- (7) 個人情報の保護に関する法律
- (8) 地方自治法
- (9) その他の関連する法規がある場合は、それらを遵守することとします。

## 12 引継業務

指定管理者は、指定期間終了時まで、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

## 13 留意事項

### (1) 個人情報保護に関して特に留意すべき事項

本指定管理業務には、「横浜市個人情報の保護に関する条例」が適用されますので、これを踏まえて、業務を実施しなければなりません。

また、平成17年4月1日施行の「個人情報の保護に関する法律」に関しても、その趣旨に沿った業務実施をお願いします。

ア 指定管理者は、市あるいは区による個人情報保護に関する必要な研修を受講すること。

イ 指定管理者は、従事者に対して必要な研修を行うこと。

### (2) 施設において発生した事故への対応に関して特に留意すべき事項

指定管理者は、施設において発生した事故への損害賠償等の対応に関して以下のとおり義務を負います。

- ア 指定管理者の責に帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償すること。
- イ 施設において事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ事故対応マニュアルを定めるなど、安全管理体制を構築するとともに、事故発生時には直ちにその旨を市へ報告すること。
- ウ 市と協議の上、必要と認められる場合には、損害賠償責任保険に加入すること。

### (3) 課税に関する留意事項

原則として、法人にかかる市民税、事業を行う者にかかる事業所税、指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等は課税対象となります。

## 14 その他

### (1) 事業の継続が困難となった場合の措置

#### ア 市の責めに帰すべき事由による場合

市の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合、指定管理者に生じた損害は市が賠償するものとします。

#### イ 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

市が行う業務の改善勧告に従わない場合など、指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消しをすることができるものとします。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

#### ウ 当事者の責めに帰することが出来ない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰することのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

### (2) 問い合わせ先

健康福祉局企画部医療政策課 横浜市救急医療センター担当

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

TEL 045-671-2466 FAX 045-663-4469

E-mail:kf-iryoseisaku@city.yokohama.jp